

みえの食セレクション選定要綱

(目的)

- 第1条 三重県で生産・製造される農林水産物および加工食品等から、特徴ある優れた産品を選定し、県内外での情報発信に取り組むとともに、食品バイヤーとの商談機会を創出するなど、重点的なプロモーションを展開することで、選定品の販路拡大を図ることを目的とする。
- 2 常に変化する消費者ニーズに対応するため、研修会を実施するなど、県産品のブラッシュアップとともに、県内事業者の育成を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、県産品とは以下の各号に定めるものをいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定める医薬品、医薬部外品及び化粧品、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める添加物、三重ブランド認定要綱に定める三重ブランド認定品を除く。

- (1) 三重県内で生産される農林水産物（食品に限る。）
 - (2) 三重県内で製造される又は三重県産の主たる原材料を用いて製造される食品であって、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に定める品質表示の対象となるもの及び酒税法（昭和28年法律第6号）に定める酒類
 - (3) (1) に定める農林水産物を用いて県内で生産される製品（工芸品を除く。）
- 2 この要綱において、事業者とは農業、林業、漁業、製造業又は販売業（内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。）を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体をいう。

(選定基準)

- 第3条 三重県知事（以下「知事」という。）は、県産品をみえの食セレクションとして選定するにあたり、その選定基準をあらかじめ定めなければならない。
- 2 知事は、選定基準を定めるときは、有識者の意見を聴くことができるものとする。また、変更するときも同様とする。

(選定対象及び選定申請資格)

- 第4条 みえの食セレクションの選定の対象及び選定の申請を行うことができる資格のある者は、次のとおりとする。
- (1) 選定の対象 県産品
 - (2) 選定の申請を行うことができる資格のある者 選定の対象となる県産品の生産、製造又は販売（内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。以下同じ。）を行う事業者であって、都道府県が賦課徴収する税と消費税及

び地方消費税に滞納がない者、かつ次のいずれにも該当しない者であること

ア 暴力団が実質的に経営を支配する者

法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 暴力団が実質的に経営を支配する者に準ずる者

（ア）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（イ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（選定の申請）

第5条 知事は、毎年度期限を定めてみえの食セレクション選定の申請を受け付けるものとする。

2 みえの食セレクションの選定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みえの食セレクション選定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を知事に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

（1）みえの食セレクション選定申請調書（様式第2号）

（2）誓約書（様式第3号）

（3）申請者の概要が分かる書類

ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

法人以外の団体にあつては、代表者の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

個人にあつては、申請者の住民票（過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

イ 申請者の事業内容等が分かる書類

（4）選定を受けようとする県産品の概要が分かる書類

（5）納税証明書

以下アおよびイを提出すること。ただし、分納をしている場合は、直近の納税

が分かる書類および県税については県が、国税については税務署がそれを認めていることが分かる書類を提出すること。また、完納後すみやかに納税証明書を提出すること。

ア 三重県内に本支店や営業所がある事業者については三重県の県税事務所が発行する「納税証明書」(過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

イ 全事業者について税務署が発行する「納税証明書その3消費税及び地方消費税」(過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

(選定の審査)

第6条 知事は、前条の申請があった場合は、第3条の選定基準に基づき審査を行うものとする。

2 知事は審査の参考とするため、有識者の意見を聴くことができるものとする。

3 申請者は、円滑な審査に協力しなければならない。

(選定結果の通知)

第7条 知事は、第5条の申請が選定基準に適合すると認めたときは、選定をするものとし、その旨を当該申請者にみえの食セレクション選定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 知事は、第5条の申請が選定基準に適合しないと認めたときは、選定をしないものとし、その旨を当該申請者にみえの食セレクション選定審査結果通知書(様式第5号)により、理由を付して通知するものとする。

(選定の公表等)

第8条 知事は、みえの食セレクションとして選定した産品(以下「選定品」という。)の内容及び選定理由等を公表するものとする。

(選定の有効期間)

第9条 みえの食セレクション選定の有効期間は、選定年度の翌年度から5年とする。

(選定内容の変更及び軽微な変更)

第10条 選定品を生産、製造又は販売する事業者(以下「選定事業者」という。)は、選定品の包装、容器、製法または原材料等について変更が生じるときは、みえの食セレクション変更承認申請書(様式第6号-1)により、速やかに知事に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき

(2) 選定品の商品名を変更したとき

(3) 選定品の生産、製造又は販売を休止したとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、第5条第3項(1)(4)に定める記載事項に軽微な変更が生じたとき

- 2 選定事業者は、前項各号のいずれかに該当する内容の変更が生じたときは、みえの食セレクション選定申請事項変更届出書(様式第6号-2)により、速やかに知事に届け出なければならない。

(選定品の変更審査)

第11条 知事は、第10条第1項に定める申請があった場合は、変更後の県産品が選定品と同等と認められるかについて審査を行うものとする。

- 2 前項の審査について、第6条及び第7条の規定は準用するものとする。この場合において、第7条第1項中「みえの食セレクション選定通知書(様式第4号)」とあるのは、「みえの食セレクション変更承認通知書(様式第7号-1)」、同条第2項中「みえの食セレクション選定審査結果通知書(様式第5号)」とあるのは「みえの食セレクション変更承認審査結果通知書(様式第7号-2)」と読み替えるものとする。

(選定の辞退)

第12条 選定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、みえの食セレクション選定辞退届出書(様式第8号)により、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 選定品の生産、製造又は販売を廃止したとき
- (2) 大幅な仕様変更を行い、同等品として扱う余地がないとき
- (3) その他選定事業者が必要と認めたとき

(事業実績状況報告書)

第13条 選定事業者は、年度終了後1ヶ月以内に、前年度における選定品の生産量、広報宣伝の取り組み状況等、その他知事が指定する事項について、みえの食セレクション事業実績状況報告書(様式第9号)により知事へ報告しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第14条 知事は、特に必要があると認めるときは、選定事業者に対して報告を求め、調査し、又は必要な指示をすることができる。

(選定の取消)

第15条 知事は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。この場合、選定事業者に損害が生じても、県はその責を負わない。

- (1) 選定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき
 - (2) 選定品が選定基準に適合しないと認められたとき
 - (3) 虚偽の申請により選定を受けたとき
 - (4) 第11条及び第12条の規定による届出又は第13条の規定による報告を正当な理由なく行わなかったとき
 - (5) 第14条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
 - (6) 選定品の生産、製造又は販売を1年間以上休止したとき
 - (7) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき
- 2 知事は、選定を取り消す場合は、その対象となる県産品及びその者の氏名(法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)を公表することができる。
 - 3 第1項の規定に該当することにより選定を取り消された者は、その取り消しの日から1年を経過し、かつ第5条第1項の規定による選定申請期間内でなければ、新たな選定の申請をすることができない。

(選定の表示)

- 第16条 選定事業者は、選定品がみえの食セレクションとして選定を受けたものであることを表示することができる。
- 2 選定の表示に係るロゴマークの使用に関しては、別に定めるみえの食セレクションロゴマーク取扱要領に定める。

(選定事業者の責務)

- 第17条 選定事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。
- (1) 選定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。
 - (2) 第14条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。
- 2 選定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときには、選定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、みえの食セレクション事故等発生通知書(様式第10号)により、早急に知事に報告しなければならない。

(事務処理)

- 第18条 この選定に関する事務は、雇用経済部県産品振興課が行う。

(その他)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年11月30日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。

この要綱は、平成25年12月19日から施行する。

この要綱は、平成26年10月3日から施行する。

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月4日から施行する。

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

(様式第1号)

みえの食セレクション選定申請書

令和 年 月 日

三重県知事あて

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

みえの食セレクション選定要綱第5条の規定により、みえの食セレクションの選定を受けたいので申請します。

(様式第2号)

みえの食セレクション選定申請調書

1. 申請者の概要

令和 年 月 日現在

フリガナ 法人等の名称			
所在地	〒		
フリガナ 代表者			
設立年月日(注)	年 月 日		
資本金等	千円	従業員数	人
URL	http://		
経営理念			
主な事業内容			
申請に関する 担当者連絡先	担当者名		部署
	電話	(内線)	
	F A X		
	E m a i l	@	

(注) 個人にあつては、事業開始年月日

2. 申請する県産品

申請県産品名 (商品名)	
価格	(税抜き) 円 / (税込み) 円

3. 独自性

こだわり・物語性	<p><記載内容例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産・製造方法のこだわり ・原材料の選別のこだわり ・資源や環境等に配慮した取組があるか ・物語性（開発背景、利用シーン等） <p>についてこの欄に記入してください。記入の際は「・」の項目やこの記載を削除してかまいません。以下の欄についても同様です。</p>					
味・デザイン等	<ul style="list-style-type: none"> ・食味、食感、香り ・デザイン ・独自性、優位性 <p>がどのように優れているかについて、この欄に記入してください。</p>					
販売戦略	販路（主と考えるものを1つ選択 ○を付ける）					
	<input type="checkbox"/>	スーパーマ ー ケット	<input type="checkbox"/>	百貨店	<input type="checkbox"/>	外食
	<input type="checkbox"/>	通販・ネット 販売	<input type="checkbox"/>	駅・空港・道 の駅	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲット ・想定する利用シーン ・販売計画や今後の展開方向 ・営業活動への意欲 <p>について、この欄に記入してください。</p>					
地域貢献	地域と連携した取り組みなどがあれば記載してください。					

4.信頼性

<p>安全性の確保</p>	<p>当てはまるものにチェックをつけてください。</p> <p>※カッコ内の具体的な内容についても審査時に必要となるため、5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように）で必ず記載してください。</p> <p>(1) 原材料の調達にあたり安全性を確保するための取組</p> <p><input type="checkbox"/> 仕入れ元に衛生管理に関する定期的な確認をとっているか。 確認をとっている場合、具体的な取組内容を記載してください。 確認資料等、取組内容が分かる資料の添付も可とします。</p> <p style="text-align: center;">()</p> <p><input type="checkbox"/> 製品検査を行なっているか。 行なっている場合、具体的な取組内容を記載してください。 検査資料等、取組内容が分かる資料の添付も可とします。</p> <p style="text-align: center;">()</p> <p>(2) 生産・製造・出荷の工程での安全性の確保のための取組 認証・認定機関の認証について、該当するものにチェックを付けてください。</p>	
	<p>■品質管理</p> <p>*JAS 規格</p> <p><input type="checkbox"/> 一般 JAS</p> <p><input type="checkbox"/> 特定 JAS</p> <p><input type="checkbox"/> 有機 JAS</p> <p><input type="checkbox"/> 生産情報公表 JAS</p> <p><input type="checkbox"/> 低温管理流通 JAS</p>	<p>*GAP 認証</p> <p><input type="checkbox"/> JGAP Basic</p> <p><input type="checkbox"/> JGAP Advance</p> <p><input type="checkbox"/> GLOBAL G.A.P.</p>

■衛生管理

*民間 HACCP 認証

- ISO9001-HACCP
- ISO22000
- FSSC22000
- JFS (A・B・C)
- その他
()

*自治体の HACCP 認証

- 自治体名 ()

*業界団体の HACCP 認証

- 団体名 ()

*輸出食品製造・加工施設の登録

- 相手国名 ()
- 対象品目 ()

- 商品出荷時に出荷判定を行なっているか。
行なっている場合、具体的な取組内容を記載してください。
取組内容が分かる資料の添付も可とします。

[]

(3) 問題発生時の対策

- ・生産物賠償責任およびリコール費用に係る保険へ加入しているか
 - ① 加入している
(加入保険名：)
 - ※生産物賠償責任およびリコール費用に係る保険へ加入していることが分かる資料を添付してください。
 - ② 加入していないが、加入予定である
(予定日： 年 月 日)
 - ③ 加入しておらず、今後加入する予定もない
- 商品の安全性対策において、トラブル発生時の体制を整えているか。
整えている場合、具体的な内容を記載してください。
対応マニュアル等、取組内容が分かる資料の添付も可とします。

[]

【規格・基準】

- 規格又は基準が定められた食品（食肉製品、魚肉練り製品、乳製品、冷凍食品等）の場合は、規格・基準を遵守しているか。

【HACCP に沿った衛生管理】

- 衛生管理計画を作成し、食品等取扱者や関係者に周知徹底を図っているか。
- 公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書を必要に応じて作成しているか。
- 衛生管理の実施状況を記録し、保存しているか。
- 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直しているか。
- 衛生管理計画とその記録の写しを添付してください。

② 食品表示法

- 容器・包装の見やすい場所に、名称、原材料名、アレルギー、期限、その他必要な項目を表示しているか。
※細かいポイントについては、【別紙】を確認してください。
- 食品表示について疑義が生じた場合は、最寄りの保健所に相談しているか。

③ 景品表示法

※正しく表示している場合、又は該当しない場合はチェックをつけてください。

- 商品の品質や規格等について、実際のものより著しく優良であると誤認される表示をしていないか。
- 商品の効果・性能の表示をしている場合は、客観的・合理的な根拠を持ち合わせているか。
- 無果汁の清涼飲料水等について、その旨正しく記載されているか。
- 商品の原産国について、不当な表示がないか。

④ 健康増進法

- 健康の保持増進効果等について、著しく事実と相違する又は、著しく人を誤認させるような表示をしていないか。

⑤ 労働安全衛生法

従業員の作業安全確保のための必要な対策を行なっているか。
行なっている場合、以下具体的な取組について、当てはまるものを
黒丸（●）にしてください。

- 職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識の周知・徹底
- 作業安全のためのルールや手順の順守
- 資機材、設備等の安全性の確保
- 作業環境の整備
- 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析、共有
- その他取組内容

[]

従業員の事故発生時に備えた措置を講じているか。
行なっている場合、以下具体的な取組について、当てはまるものを
黒丸（●）にしてください。

- 労災保険への加入等、補償措置の確保
- 事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）手順の明文化
- 事故発生時の事業継続のために行なう準備
- その他取組内容

[]

(2) 社員教育及び法令遵守のチェック体制

※カッコ内の具体的な内容についても審査時に必要となるため、5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように）で必ず記載してください。

業務ルールやコンプライアンスに関する社員教育を定期的に行っているか。
行なっている場合、具体的な取組内容を記載してください。

	<p>研修会の資料等、取組内容が分かる資料の添付も可とします。</p> <p>()</p> <p><input type="checkbox"/> 法令の遵守について、チェック体制を整えているか。 整えている場合、具体的な取組内容を記載してください。 チェック様式等、取組内容が分かる資料の添付も可とします。</p> <p>()</p>
取引先・顧客対応	<p>当てはまるものにチェックをつけてください。</p> <p>※カッコ内の具体的な内容についても審査時に必要となるため、5W1H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように）で必ず記載してください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 取引先窓口やお客様窓口の設置など、取引先やお客様から情報収集する体制があるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報取り扱いの社内ルールなど、取引先やお客様から得た情報を経営に活かす体制があるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 取引先・顧客対応のフロー図を添付してください。</p> <p><input type="checkbox"/> クレーム対応への体制が整っているか。 整っている場合、具体的な内容を記載してください。 対応マニュアル等、取組内容が分かる資料の添付も可とします。</p> <p>()</p>

【別紙】食品表示法に係るポイント

(名称)

その内容を表す一般的な名称、又は別途定められている名称が表示できているか
(※商品名、品種、ブランド名、銘柄名は不可)。

(原材料名)

すべての原材料が、重量割合の高い順に、最も一般的な名称で表示できているか。

(原料原産地)

重量割合が最も高い原材料の原料原産地が表示できているか。

(添加物)

原材料と添加物が、「/」等で明確に区分して表示できているか。

(アレルゲン)

特定原材料等を含む食品は、適正に表示できているか。

※ 特定原材料(義務)

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

※ 特定原材料に準ずるもの(推奨)

あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、
牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、
まっただけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(内容量)

単位(g、mg、ml、l、個数等)が明記され、表示できているか。

(期限表示)

消費期限又は賞味期限が年月日で表示できているか。

(保存方法)

開封前の保存方法について、具体的に表示できているか(常温保存以外は温度帯も表示)。

(表示責任者)

商品の表示に責任を持つ者の氏名又は名称及び住所が、「販売者」、「製造者」、「加工者」、
「輸入者」のいずれかで表示できているか。

(製造所又は加工所)

製造所又は加工所の氏名又は名称及び住所が表示できているか。

(※表示責任者と同一の場合は省略可)

(栄養成分表示)

食品単位(〇〇g当たり等)と5項目(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量)が表示できているか。

(その他)

文字の大きさは、日本工業規格 Z8305 に規定する 8 ポイント (約 2.8 mm) 以上であるか。

(様式第3号)

誓 約 書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

みえの食セレクション選定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

なお、申請資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合に、みえの食セレクションの選定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

また、このことについて、必要な場合には、三重県が三重県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求をしたときは、当該請求に従うことを約束します。

(申請者)

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

記

- ◆ みえの食セレクション選定要綱第4条に規定する要件を満たしていますので、申請資格を有しています。
- ◆ みえの食セレクション選定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないことを確約します。

(様式第4号)

雇経第 号
令和 年 月 日

申請者あて

三重県知事 印

みえの食セレクション選定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったみえの食セレクション選定について審査した結果、下記のとおり選定することとしましたので通知します。

記

- 1 県産品名
- 2 事業者等 住 所
(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)
- 3 理由及び意見
- 4 選定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(様式第5号)

雇経第 号
令和 年 月 日

申請者あて

三重県知事 印

みえの食セレクション選定審査結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったみえの食セレクション選定について審査した結果、下記の理由により選定することはできませんでしたので通知します。

記

- 1 県産品名
- 2 事業者等 住 所
(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)
- 3 理由及び意見

(様式第6号-1)

みえの食セレクション変更承認申請書

令和 年 月 日

三重県知事あて

住所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

みえの食セレクション選定要綱第11条第1項の規定により、変更があつた品を選定品と同等に取り扱うことについて承諾を得たいので下記のとおり申請します。

記

変更の内容	新	
	旧	
変更しようとする背景・理由		
変更に伴う選定品への影響		

*その他変更内容に関する資料があれば、添付すること。

申請に関する担当者連絡先	担当者名		部署	
	電話	(内線)		
	F A X			
	E m a i l	@		

(様式第6号-2)

みえの食セレクション選定申請事項変更届出書

令和 年 月 日

三重県知事 へ

住所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

みえの食セレクション選定要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり届け
出ます。

記

変更事項	
新	旧

申請に関する 担当者連絡先	担当者名		部署	
	電話	(内線)		
	F A X			
	E m a i l	@		

(様式第7号-1)

雇経第 号
令和 年 月 日

申請者あて

三重県知事 印

みえの食セレクション変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、みえの食セレクション選定品の変更について審査した結果、下記のとおり承認することとしましたので通知します。

記

- 1 選定品名
- 2 選定品と同等に取り扱うことを承認する品の規格

(様式第7号-2)

雇経第 号
令和 年 月 日

申請者あて

三重県知事 印

みえの食セレクション変更承認審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった、みえの食セレクション選定品
の変更について審査した結果、下記の理由により承認することはできません
でしたので通知します。

記

- 1 選定品名
- 2 申請があった品の規格
- 3 理由及び意見

(様式第8号)

みえの食セレクション選定辞退届出書

令和 年 月 日

三重県知事 へ

住所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

みえの食セレクション選定要綱第12条の規定に基づき、下記の理由により選定を辞退します。

記

(理由)

(様式第9号)

みえの食セレクション事業実績状況報告書

令和 年 月 日

三重県知事 へ

住 所

氏 名

みえの食セレクション選定要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

◆選定品名：

(※複数商品ある場合には商品ごとに記載すること)

報告年度	販売量	販売額
年度		万円

<販売数量の増減について>

・昨年度より、選定品の販売額は…… 増えた ・ 減った (具体的に %)

<今後の展望について>

(今後目指したい販路や具体的な数値目標などを記載してください。)

*その他 (あてはまるものに○をつける)

・みえの食セレクションへの選定効果を感じていますか

1. 感じている 2. どちらかといえば感じている 3. あまり感じられない 4. 感じられない

上記を選んだ理由について、教えてください → ()

・みえの食セレクションに選定されたことを表示していますか

1. 「みえの食セレクション」文言での表示 2. ロゴマーク表示 3. 表示していない

表示している場合 それはどこですか → 商品外装・販促物・HP・その他 ()

・首都圏等への販路拡大の状況について教えてください

県外に販路をお持ちですか…… はい ・ いいえ

販路がある場合 具体的な地域を記載 → ()

首都圏への営業活動や商談会への出展等を行っていますか…… はい ・ いいえ

行っている場合 具体的な活動内容を記載 → ()

海外への販路拡大に興味がありますか…… はい ・ いいえ

興味がある場合 具体的な国名があれば記載 → ()

・今後、県から情報提供をしてほしい事項があればお聞かせください

()

(様式第10号)

みえの食セレクション事故等発生通知書

令和 年 月 日

三重県知事 へ

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

みえの食セレクション選定要綱第17条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

選 定 品 名	
事故等の内容	
対 応 方 針 又は 処 理 結 果	

- * 事故等の対応が未処理又は処理中である場合は、処理でき次第、結果を報告すること
- * 処理結果には、再発防止策等の対策を明記すること。